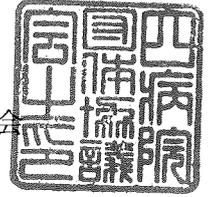


平成 29 年 10 月 2 日

一般社団法人 日本専門医機構
理事長 吉村 博邦 様



四 病 院 団 体 協 議 会
一般社団法人 日本病院会
会長 相澤 孝夫
公益社団法人 全日本病院協会
会長 猪口 雄二
一般社団法人 日本医療法人協会
会長 加納 繁照
公益社団法人 日本精神科病院協会
会長 山崎 學

総合診療専門研修プログラムにおける一次審査結果に関する意見書

平成 30 年度から開始する新専門医制度の構築にむけての貴職の努力に敬意を表します。

9 月 25 日付で、貴機構ホームページ上に総合診療専門研修プログラムにおける一次審査結果が掲載されました。

四病院団体協議会は、プログラム認定におけるプロセスの公正さに疑義を感じ、下記の意見を具申します。

記

1. プログラム募集段階で一次審査基準を明確にすべきである。

既に理事会で総合診療専門研修プログラム整備基準が承認され、また 8 月 10 日付で「総合診療プログラムについて (お願い)」なる文章が公開されていることは理解する。しかし、ホームページ上に 9 月 25 日付で、理事会決定に基づく一次審査基準が公開されているが、これを総合診療専門研修に関する委員会、および、理事会決定したという日時を明確にすべきである。

しかも、「総合診療プログラムについて (お願い)」において「僻地等の専門研修が含まれるものを優先すること。」であるのに対して、9 月 25 日付一次審査基準で「・・・研修を条件とし優先する。」と条件化の経緯を説明すべきである。

応募する各プログラム責任者が明示的な基準を事前に確認できる体制は、公正な審査をするために必要かつ当然の原則である。

2. 認定に至らなかったプログラムに対してその理由を文書で発出すべきである。

今後の各プログラムの改善努力を促す目的で、表記を丁寧に返すことは、今後の総合診療専門医育成に重要な要素となる。

以上

今後とも、貴機構が、国民からも、専攻医からも、そして病院からも信頼される組織となり、この制度が持続可能性のあるものであり続けるためには、絶え間ないシステムの改善努力を期待するものです。